諮問庁:北九州市長

諮問日:令和5年11月1日(諮問第173号) 答申日:令和6年4月25日(答申第173号)

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和5年6月1日付けで北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。)第5条に規定する開示請求権に基づき行った

「令和4年度防犯灯維持管理補助金交付申請。〇〇区〇〇まちづくり協議会が申請中、「〇〇町内会」提出の九電領収書を開示されたい。」

を対象とする行政文書(以下「本件対象文書」という。)の開示請求に対して、北九〇〇第369号により北九州市長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示の決定を取り消し、当該補助金を受給した「〇〇町内会」名記載の九電からの領収書を開示する旨の裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の 主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 令和4年度北九州市地域総括補助金(以下「補助金」という。)の支給にあたっては、九電発行の電気料金領収書(令和4年3月分)の審査・確認を行っているはずであるから、「○○町内会」に対して補助金を支給したのであれば、「○○町内会」を宛先とした九電発行の電気料金領収書(令和4年3月分)が存在するはずである。
- (2) 処分庁は領収書宛先と補助金支給決定者(○○会)の不相違に関し一切説明 して疑惑を晴らしてくれない。
- (3) 防犯灯は○○町内会が構築したもので、○○町内会の所有財産である。○○ 町内会は防犯灯を所有していないにもかかわらず、補助金が支給されている。
- (4) 令和4年3月の電気料金は○○町内会が支払っており、○○町内会は支払っていないのだから、九電は○○町内会に領収書を送付することはあり得ない。

(5) 本件対象文書として開示を受けた領収書には、「令和4年2月に町内会名義 "〇〇"に変更届提出済」とあるが、これは事実無根であり、〇〇町内会は〇〇町内会の継承団体ではない。

### 第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年6月1日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同月14日付けで条例第11条第1項の規定により一部を不開示とする一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年9月8日付けで本審査請求が提起されたものである。

### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) ○○区○○地区では、○○町内会として存在していた町内会が分かたれて、 同一区域内に○○町内会と○○町内会が両立することとなった。令和4年3月 4日に成立した裁判所の調停の結果、元々は○○町内会が所有・管理していた 防犯灯については令和4年4月以降、○○町内会が管理を行い、電気料金を負 担することとなった。
- (2) 防犯灯維持管理補助金とは、北九州市地域総括補助金の中の一つであり、その 算定においては灯数に1灯当たりの金額(定額)を掛け合わせて行われる。灯数 を確認するため、申請にあたっては前年度3月の領収書及び位置図の提出を必要 としている。
- (3) 令和4年4月以降、防犯灯に係る電気料金の支払いを行うのは〇〇町内会である。
- (4) 令和4年3月は○○町内会が支払いを行っており、○○町内会宛の領収書は存在しないが、令和4年4月以降は○○町内会が防犯灯に係る電気料金を支払うこと、申請主体である○○校区まちづくり協議会に対して、○○町内会が九電に対して支払義務者の変更を行っていることを確認の上、虚偽申請ではないと判断し、令和4年3月分の○○町内会宛の電気料金領収書を○○町内会による補助金申請の添付書類として認めた。

なお、令和4年4月以降、○○町内会の預金通帳及び電気料金領収書によって、実際に○○町内会が防犯灯に係る電気料金の支払いを行っていることは確認している。

(5) 以上により、本件対象文書として、〇〇町内会より提出のあった令和4年3月 分の〇〇町内会宛の電気料金領収書を特定したものであり、本件審査請求に係る 処分には何ら違法又は不当な点は存しない。 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄 却を求める。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月 1日 諮問の受付
- ② 令和5年12月11日 審議
- ③ 令和6年 1月23日 処分庁からの意見聴取
- ④ 令和6年 2月22日 審査請求人からの意見聴取
- ⑤ 令和6年 3月21日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、令和4年度防犯灯維持管理補助金交付申請に当たり、〇〇町 内会が提出した九電領収書である。

当審査会が確認したところ、防犯灯維持管理補助金は、地域総括補助金のうちの1つであり、各町内会が各校区のまちづくり協議会に提出した書類を基に、各区校区のまちづくり協議会が申請主体となって各区コミュニティ支援課に申請し、各区コミュニティ支援課が審査、決定を行うものである。申請にあたって、前年度3月分の電気料金領収書を求めている理由は、防犯灯維持管理補助金の額の算定に、防犯灯の数が必要であるためである。

本件対象文書において補助金対象となる防犯灯に係る電気料金は、処分庁によると、令和4年3月までは〇〇町内会が、令和4年4月からは〇〇町内会が支払うことと裁判所の調停にて決定しているとのことであり、対象の防犯灯そのものは同一のものである。

審査請求人は、〇〇町内会が令和4年度防犯灯維持管理補助金の交付を受けたのであれば、その申請にあたっては〇〇町内会が九電に電気料金を支払ったことを示す令和4年3月分の領収書が添付されているはずであると主張する。

この点、そもそも処分庁が前年度電気料金領収書を提出書類としているのは、 その防犯灯の数を確認するためであることを鑑みると、別の町内会である〇〇町 内会を宛先とした電気料金領収書であってもその目的は達成しうる。

また、処分庁が、令和4年4月以降の電気料金の支払いを○○町内会が行うこととなっていることや九電に対して支払先変更の手続きを行っている旨の確認を行った上で、○○町内会を宛先とした電気料金領収書を添付書類として受理した

という取扱いが、社会通念に照らし、特に不適切または不自然なものであるとは 考えがたい。

したがって、処分庁が本件対象文書として令和4年3月分の○○町内会を宛先 とした電気料金領収書と特定したことに特段、違法、不当な点は存しない。

#### 2 本件対象文書の条例第7条各号該当性について

### (1) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号本文は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について同号ただし書の場合を除き不開示情報と定めている。個人に関する情報とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報をいい、個人に関連する情報全般を意味している。

本件対象文書は、〇〇町内会宛の令和4年3月電気料金領収書であり、原処分において条例第7条第1号に該当するとして不開示とされたのは、その宛名部分に記載された送付先の個人の住所及び個人の氏名である。これは、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるため、不開示とするのが妥当である。

なお、条例第7条第1号は、ただし書きでその例外となる場合として、① 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」②「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」③「当該個人が公務員等(略)である場合」を規定しているが、そのいずれにも該当しない。

### (2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である場合を除いて不開示情報と定めている。これは、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。

原処分において条例第7条第2号に該当するとして不開示とされたのは、九州電力株式会社の印影である。この情報は、条例第7条第2号にいう「法人等に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

# 3 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第7条第1号及び第2号に当たるとして不開示とした原処分は適法かつ妥当であると判断し、前記第1のとおりとした。

### 北九州市情報公開審査会

会長阿野寛之委員神所子委員仲野宏子委員中村智